

## こども家庭庁の創設及びこども基本法の制定について

### 1. こども家庭庁創設の目的

こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立ち、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織が必要であり、こども(心身の発達の過程にある者)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。

### 2. こども家庭庁の役割

#### ○司令塔機能

- ・総理直属の機関として、内閣府の外局とし、各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整機能を一本化
- ・今まで司令塔不在であった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- ・こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

#### ○各府省からの移管事務

- ・妊娠相談・支援、妊産婦支援(産後ケア含む)、母子保健 【厚労省】
- ・子育て支援(未就園児)、保育所、認定こども園 【厚労省、内閣府】
- ・こどもの居場所(放課後児童クラブ、こども食堂、学習支援の場、青少年センター等) 【厚労省、内閣府】
- ・児童手当 【内閣府】
- ・こどもの安全(事故防止、災害共済給付等) 【消費者庁、内閣府、文部科学省】
- ・困難な状況にあるこども支援(児童虐待、貧困、ひとり親、ヤングケアラー、障害児、非行等) 【厚労省、内閣府、文科省】
- ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備 【文科省と連携】

#### ○新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDR(予防のためのこどもの死亡検証)の検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備等<sup>1</sup>

# こども家庭庁の創設及びこども基本法の制定について

## 3. こども基本法について

### ○目的

憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども(心身の発達の過程にある者)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず権利擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策に関し基本理念を定め、こども施策の基本となる事項を定めること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

### ○概要

#### ・基本理念

子どもの権利条約の一般原則(差別の禁止、生存・発達の権利、意見表明権、子どもの最善の利益)に加え、子どもの養育は家庭を基本として保護者が第一義的責任を有するという認識の下、保護者への支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保すること及び子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備について規定。

#### ・国の責務等

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり子ども施策を策定し、実施する責務を有する。また、政府はこども施策を総合的に推進するため子ども施策に関する大綱を定め、地方公共団体はこども大綱を勘案してこども計画を策定するよう努める。

#### ・こども施策に対するこども等の意見の反映

国及び地方公共団体は、こども施策の策定、実施、評価の際は、当該施策の対象となるこども、養育者、その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

## 4. 施行期日

こども家庭庁、こども基本法ともに令和5年4月1日施行。